

裁 決 書

審査請求人

代理人

平成20年1月28日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成19年11月29日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止決定処分は、これを取り消す。

事 実

(以下「処分庁」という。)は、平成19年11月29日、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第26条の規定により、生活保護廃止処分(以下「原処分」という。)を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成20年1月28日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

処分庁は、請求人の(以下「」という。)から同人を扶養する旨の申立書が提出されたことから、「扶養義務者の扶養開始」を理由として保護を廃止したが、これまでから経済的援助は一切なく、そもそも扶養の申し出があったことのみをもって保護を廃止することはできないから、廃止処分は違法・不当である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

2 判断

(1) 扶養義務者の扶養等と保護との関係について

法第4条第2項は、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」と規定している。

「生活保護法の解釈と運用（改訂増補版）」によると、同項における保護と民法上の扶養との関係については、「保護を受ける資格に関連させて規定」されているのではなく、「単に民法上の扶養が生活保護に優先して行われるべきだという建前を規定するに止め」られている。また、法は、「公的扶助に優先して私法的扶養が事実上行われることを期待しつつも、これを成法上の問題とすることなく、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うもの」とする立場にあるとされている。

(2) 扶養義務の取扱いについて

扶養義務の取扱いについては、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。」（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。）第4）とされている。

(3) 保護の廃止時期について

保護の廃止については、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し」なければならない（法第26条）とされ、保護を廃止すべき場合は、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」で、さらに、「以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。」（生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「取扱い」という。）問（第7の12））とされている。

(4) 処分庁の主張について

本件処分を行った理由について、処分庁は、平成20年3月18日付け弁明書の中で、次のとおり主張する。

ア ■から扶養申立書の提出があったので、請求人が■からの扶養を受けられることは確実にであると認められた。したがって、法第4条第1項及び実施要領第4に従い、■の扶養を保護に優先させた。

請求人は、扶養を申し出ている扶養義務者がいるにもかかわらず、自身の感情によりその扶養を拒否したにすぎない。生活保護手帳（別冊問答集）問148によると、感情を理由に扶養を受けないことは、保護の補足性の原理にもとる。

イ 法第26条に基づいて保護を廃止すべき場合とは、「以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるとき」、あるいは「以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」（取扱い問（第7の12））である。

■が、最低生活費を上回る扶養を行うとの申立てを行っていること、■には扶養できる十分な資力があること、■以外の親族からも援助を受けることが可能な状況であることから、保護が廃止になっても請求人が最低限度の生活を維持することが可能であるのは確実な状況であった。そして、特別な事由が生じないかぎり保護を再開する必要がなく、6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められたため、保護を廃止した。

(5) 保護の補足性について

ア 前記2の(1)によると、扶養がある場合に、すべて保護を行うべきではないということではなく、また、請求人のような保護受給中の者が、扶養を受けた場合には、その額を収入として取扱えばよいものと解される。

イ 同(2)によると、第1に、福祉事務所に対して、要保護者を指導することを求めており、また、実施要領第4における「扶養を保護に優先させること」の解釈は、前記アの法第4条第2項の解釈と同様であると解される。

したがって、処分庁の主張には理由がない。

(6) 保護を廃止すべき場合について

ア 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し」なければならないとする。また、取扱い問（第7の12）によると、保護を廃止すべき場合は、前記2(3)のとおりである。

イ 本件においては、■からの扶養の申立て等があったものの、扶養の方法、程度及び時期等が具体的に明らかでないことから、「特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がなく、6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められた」とする処分庁の主張は、その前提において理由がない。したがって、平成19年12月1日の時点でただちに保護を必要としなくなったとはいえず、保護を廃止したことは失当というほかない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成20年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

